

第1章 福祉政策

福祉総務課

第1節 地域福祉の推進

少子・高齢化が進む中、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が求められている。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生力の高いコミュニティを構築していく必要がある。

本市では、平成31年3月に策定した「平塚市地域福祉リーディングプラン」に基づき、地域及び平塚市社会福祉協議会、行政の協働により、「町内福祉村」の活動拠点整備や、活動の仕組みづくりを進め、住民相互の支え合い、ふれあい交流活動の活性化を図ることで、地域福祉を推進しており、令和6年2月には「第2期平塚市地域福祉リーディングプラン」を策定した。

【町内福祉村設置状況等】

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H10	松原地区町内福祉村	天沼7-8 (松原分庁舎内)
H11	花水地区町内福祉村	袖ヶ浜20-1 (なぎさふれあいセンター内)
H12	港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘66-1 (港ベイサイドホール内)
H14	金田地区町内福祉村 (いちごの会)	入野104-2 (金田公民館付随)
H15	岡崎地区町内福祉村 (おかざき鈴の里)	岡崎5928
H16	松が丘地区町内福祉村 (みんなの広場)	東中原二丁目5-15 (市営東中原住宅敷地内)
H16	城島地区町内福祉村 (城島ふれあいの里)	小鍋島621-1 (城島分庁舎内)
H18	大神地区町内福祉村 (大神よりきの郷)	大神4-20-8 (リフレッシュプラザ平塚内)
H19	八幡地区町内福祉村	西八幡二丁目3-50
H22	旭南地区町内福祉村 (あさひの絆)	高村203 平塚高村団地13号棟105号室
H22	富士見地区町内福祉村 (ぬくもりの家)	中里35-1
H23	旭北地区町内福祉村	公所868 (西部福祉会館内)
H24	吉沢地区町内福祉村 (ひだまりの里)	上吉沢395-1 (吉沢公民館内)
H25	横内地区町内福祉村 (横内スマイル広場)	横内3790-2

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H25	なでしこ地区町内福祉村	撫子原 12-54 (なでしこ公民館内)
H26	四之宮地区町内福祉村	四之宮三丁目 20-26 (四之宮公民館内)
H27	田村地区町内福祉村 (たむら福祉村)	田村五丁目 27-12 (田村自治会館内)
H29	豊田地区町内福祉村	南豊田 381 (豊田分庁舎内)

町内福祉村の実践活動は地域住民の主体的な参加によって進められ、地域のボランティアによる相談の場を設け、身近な生活支援、ふれあい交流活動を実施している。

なお、平成 28 年度からは町内福祉村活動の一部に介護保険法に規定される介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れている。

【町内福祉村のボランティア登録者数及び活動実績】

年度	町内福祉村設置地区数	ボランティア登録者数	相談件数	身近な生活支援件数	ふれあい交流開催数	ふれあい交流参加者数
4	18	1,514 人	1,450 件	5,130 件	7,847 回	75,256 人
5	18	1,533 人	1,314 件	4,858 件	7,999 回	79,907 人

第2節 自殺対策

日本の自殺者数は平成 24 年に年間 3 万人を下回ったものの、いまだに約 2 万人の方が自殺で亡くなっています、深刻な状況である。

平成 18 年 10 月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに自殺者の親族等に対する支援について定めた「自殺対策基本法」が施行され、この基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定された。

平塚市においても、自殺対策のための条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」が平成 19 年 12 月議会において可決、制定された。

この条例が施行された平成 20 年度から、「こころと命のサポート事業」として条例の基本的施策に基づく具体的な取組を実施している。

さらに、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

平塚市では、平成 31 年 3 月に「第 1 期平塚市自殺対策計画」を策定し、令和 6 年 2 月に「第 2 期地域福祉リーディングプラン（第 2 期平塚市自殺対策計画）」を策定した。

1 こころと命のサポート事業内容

(1) 普及啓発関連

ア 相談窓口案内「気づいてくださいこころのサイン」を活用した普及啓発

「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成し周知を図っている。

イ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用した普及啓発
パソコンや携帯電話、スマートフォンを使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスチェックシステムを導入し、サービス提供している。

ウ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）関連事業

図書館に「こころと命のサポートのための本」コーナー設置、ポスター掲示を行った。また、神奈中バス広告・市民課と障がい福祉課前のディスプレイ・ごみ収集車のマグネットシート・ホームページで情報発信をした。他にも神奈川県平塚合同庁でパネル展を開催、若年層の自殺対策として市内の中学生に募集した「命の尊さを伝えるポスター」を展示了。

エ 命の大切さの普及啓発（協働事業で実施）

日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と、本の読み聞かせ等の活動を通じて「命の大切さ」を伝える取組を協働で進めている。一部の小・中学校等では「いのちの尊さをつたえる本」の読み聞かせを実施した。

オ 視聴覚教材を活用した普及啓発

学校での道徳教育や人権教育で活用してもらうためにいじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDの貸出について学校等へ周知した。

(2) 人材育成関連

ア 中学生を対象にした「生き方・命の大切さを学ぶ講演会」を実施した。

イ ゲートキーパー養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成した。

ウ 自殺対策研修会

自殺の問題への正しい理解を深めるとともに、関係者等の専門知識向上のため、研修会を実施した。

(3) 推進体制関連

自殺対策を推進していくため、自殺対策府内会議、自殺対策担当者会議、平塚市自殺対策会議を開催し、府内外との連携協力体制の強化、情報共有を図った。

(4) その他

身近な方、大切な方を自死で亡くされた方を対象に、気持ちを語り、わかちあう「わかちあいの会（自死遺族の集い）」を神奈川県と協働で実施した。

第3節 保健福祉総合相談窓口

多様で複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、担当課との調整を行い、解決を図った。

複数の窓口に及ぶ相談についても、相談者に担当窓口まで足を運ばせることなく、連絡及び調整を迅速に行い、問題等の解決に努めた。また、保健福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

令和5年4月から令和6年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 64 件、電話相談 149 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	16	13	家族関係	4	10
介護保険			住宅関係		2
高齢者福祉		3	病院・医療関係		2
在宅福祉・介護	2	1	生活環境	1	9
障害者福祉		2	生活困窮（生活・就労相談）	5	8
生活保護	4	2	生活困窮（医療費相談）		1
児童・母子福祉	1	4	住居確保給付金		2
年金・保険		2	健康・保健関係		
貸付相談		1	子育て		
DV			教育関係		
ホームレス	6	9	ボランティア	1	1
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	6	34	その他	18	43

第4節 生活困窮者自立支援

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、仕事や生活に困っている生活困窮者に対する自立支援を行っている。この制度は、いわゆる第2のセーフティネットと呼ばれる、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うものである。

また、同法の規定を踏まえ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市生活困窮者自立支援計画」を策定し、令和6年2月に「第2期地域福祉リーディングプラン（第2期平塚市生活困窮者自立支援計画）」を策定した。

1 自立相談支援事業

自立相談支援事業については、平塚市社会福祉協議会へ委託して実施し、相談を行う窓口である「くらしサポート相談」を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本館内に設置している。

令和5年4月から令和6年3月までの支援状況は、次のとおりである。

プラン作成件数 146 件、就労者数 21 人、増収者数 8 人

令和5年4月から令和6年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 1,852 件、電話相談 2,197 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	8	10	家族関係	6	28
介護保険	7	57	住宅関係	65	158
高齢者福祉	0	0	病院・医療関係	36	112
在宅福祉・介護	0	2	生活環境	30	27
障害者福祉	19	9	生活困窮（生活・就労相談）	980	1,266
生活保護	48	19	生活困窮（医療費相談）	2	0
児童・母子福祉	0	0	住居確保給付金	127	90
年金・保険	2	0	健康・保健関係	0	0
貸付相談	272	204	子育て	0	0
DV	15	9	ひきこもり	68	17
ホームレス	83	8	自立支援金	0	1
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	36	143	その他	48	37

2 ホームレス自立支援事業

長引く不況による失業や病気、人間関係、家庭内の問題等様々な要因が複雑に絡み合って、ホームレス（路上（野宿）生活者）は年々増加し、平塚市においても、平成15年1月に実施された全国調査で県内では横浜、川崎に次いで3番目に多い112人のホームレスが確認された。ホームレスの問題に関しては、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が公布され、この中で、国や地方公共団体の責務が明らかにされ、自立の意思があるホームレスを支援することになった。10年間の時限立法として成立した同法は、その後、平成24年6月の法改正により5年間、平成29年6月の法改正によりさらに10年間延長され、引き続き、自立の意思のあるホームレスに対する支援及び施策の推進が行われることになった。

平成27年度からは、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業として、これまで実施していたホームレス巡回相談等を行うこととなった。現在は、同事業の委託先である平塚市社会福祉協議会と平塚市が協働して、月2回のホームレス巡回相談などのホームレス自立支援施策及び支援を行っている。

なお、平塚市のホームレスの人数は、全国調査（目視調査）の結果、令和6年1月時点で21人となっている。

3 住居確保給付金

平成24年度まで実施していた「住宅手当緊急特別措置事業」、平成26年度まで実施していた「住宅支援給付事業」にかわるもので、離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由、都合によらない給与、就業機会の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。住居確保給付金は3か月を限度とし住宅費を支給し、一定の要件を満たせば2回までの延長及び再申請が可能であると

ともに、就労支援相談員による就労支援を実施するものである。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における申請等件数は次のとおりである。

申請件数	支給決定件数
12人	12人

4 就労準備支援事業

「はたらく・ひらつか」を実施拠点として設置し、就労に必要な知識や技能が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている等の理由ですぐには一般企業で働くことのできない方などを対象に、スキルアップセミナー、職場実習等の支援プログラム実施し、できる体験を増やし、就労への自信を高めることを目指している。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における支援件数等は次のとおりである。

新規利用登録者数	延べ支援件数	就労者数
13人	796件	6人

5 家計改善支援事業

経済的に困窮又は困窮するおそれがあり、家計に関して困りごとを抱えた方などを対象に、家計相談支援員が家計の状況を把握して、家計表やキャッシュフロー表などを用いた出納管理、家賃・税金・公共料金などの滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援のほか、債務整理に関する支援などを行うものである。それにより、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防するものである。

これらの支援を通じて、相談者個々に合った家計にかかる行動をセルフコントロールするスキルを身につけることを目指している。

利用登録者数 (うち、新規)	延べ支援件数
100人(36人)	391件

6 一時生活支援事業

ホームレス等に対し、一時生活支援事業及び自立相談支援事業の実施により、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行うこと、及び生活上の様々な相談に応じることにより、安定した生活を営めるよう支援し、もって生活困窮者等の自立を促進することを目的とした事業である。

利用決定件数
1人

7 認定就労訓練事業

「働きたいのに働く場となかなかつながることができない」「働きたいけど家庭の事情があって短時間からしか働けない」「すぐには一般企業で働くのは難しい」など、さまざまな事情から今すぐに一般企業等で働くことが難しい方に対して、訓練として就労体験や、支援付きの雇用を提供する事業である。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における利用決定件数は次のとおりである。

利用決定件数
0人

第5節 成年後見制度

認知症や知的及び精神障がい等により判断能力が十分でない方に対する権利擁護の観点から、成年後見制度の市長申立てや後見人等に対する報酬を助成する等の利用支援を行った。また、地域に根差した権利擁護推進の中核的な役割を担う機関として平成26年9月に平塚市成年後見利用支援センター（以下、「センター」という）を設置し、令和4年3月に成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として位置づけた。センターでは、公開講座や出張講座の開催による制度の普及啓発活動や、弁護士による専門相談の実施等により成年後見制度の利用支援を図るとともに、地域における成年後見制度の担い手育成として、市民後見人の育成・活動支援を行った。

令和4年度及び令和5年度における相談等件数は次のとおりである。

年度	電話相談	来所相談	相談計
4	529件	244件	773件
5	785件	306件	1091件

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務とされ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画」を策定し、令和6年2月に「第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（第2期平塚市成年後見制度利用促進計画）」を策定した。

第6節 民生委員児童委員

本市の民生委員児童委員定数は408人（令和4年12月1日～）で、うち46人が主任児童委員である。令和5年度における活動状況は次のとおり。

相談・支援件数 (内容別)	区分	件数	相談・支援件数 (分野別)	区分	件数
	在宅福祉	354		高齢者に関すること	3,911
	介護保険	176		障がい者に関すること	426
	健康・保健医療	453		子どもに関すること	1,277
	子育て・母子保健	451		その他	1,725
	子どもの地域生活	480			
	子どもの教育・学校生活	212			
	生活費	292			
	年金・保険	25			
	仕事	8			
その他の活動件数	家族関係	240	訪問回数	訪問・連絡活動	35,493
	住居	126		その他(調査等)	24,306
	生活環境	271		計	59,799
	日常的な支援	1,444	連絡調整回数	委員相互	23,242
	その他	2,807		その他の関係機関	12,552
	計	7,339		計	35,794
	合 計	60,010		活動日数	61,129

第7節 社会福祉基金

市民・企業・団体・行政が一体となって、地域福祉の充実を図るため、市の拠出金と市民からの寄附金による平塚市社会福祉基金を昭和56年度から設置している。この基金設定により、市民の地域福祉活動への関心が高まってきている。基金事業としては、(1)地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業 (2)ボランティアの育成及び活動の支援・推進に関する事業 (3)各種援護の充実を図る事業 (4)その他福祉施策の展開を図るために活動経費及び助成事業等を行っている。

1 基金の受入状況

(単位 円)

区分 年度	寄 附 件 数	寄 附 金 額	基金受入累計額
4	58	1,439,273	1,033,781,964
5	65	2,062,445	1,035,844,409

第8節 福祉会館・南部福祉会館・西部福祉会館・七国荘・余熱利用施設

1 福祉会館

平塚市福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
2,316	19,814	22,130

イ 会議室等の利用 (単位 人)

第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	料理講習室
5,460	9,095	5,401	3,072	761
身 障 いこい室	身障知的障 がい判定室	奉仕活動室	集会室	計
747	0	1,494	2,140	28,170

ウ 相談室の利用

B相談室 1,061 件

C相談室 503 件

D相談室 497 件

(2) 事業内容

ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、市内在住の高齢者及び障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として開設している。

なお、毎月第2・第4日曜日には、障がい者団体を対象に日曜開館を実施している。

イ 健康相談等

健康相談 1,198 件 血圧測定 5,223 件

ウ 主な講座

(ア) 初心者のためのスマートフォン講座 11回 延参加人数 71 人

(イ) 看護師によるミニ講座 14回〃 273 人

2 南部福祉会館

平塚市南部福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
107	16,849	16,956

イ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	ボランティア活動室	計
3,442	5,193	8,635

ウ 機能回復訓練用温水プールの利用 (単位 人)

機能訓練会	教室	個人	団体	計
0回	0	57回	193	9,697

エ 健康相談

血圧測定等 1,912 人

オ 主な講座

くすのき体操・健康チャレンジ体操	月 1～2回程度	延参加人数	12 人
エンジョイステップ&フィットネス	月 1回程度	〃	10 人
プール教室(アクアフィットネス)	月 3回程度	〃	193 人
クラフト教室	月 1回程度	〃	12 人
リラクゼーションヨガ	月 1回程度	延参加	12 人

3 西部福祉会館

平塚市西部福祉会館は高齢者や障がい者、子育て中の親や子ども等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的する施設である。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
1,236	30,721	31,957

イ 子育てサロンの利用 (単位 人)

どれみ(水～土)	のびのび(日～火)	計
4,384	1,599	5,983

ウ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	小会議室	工芸室	教養娯楽室	地域活動室	調理室	計
8,601	2,116	2,766	3,357	219	34	17,093

教養娯楽室の人数は、老人福祉センターの個人利用の数字に含まれる。

エ 多目的ホール及びその他の利用 (単位 人)

多目的ホール	その他(会館まつり)	計
16,194	510	16,704

オ 健康相談			
血压測定等	2,516人		
カ 主な高齢者集い事業			
介護予防体操・足健康教室	月1回程度	延参加人数	1,054人
はつらつビューティ一体操	〃	347人	
ピンポンの日	月1回程度	〃	154人
オレンジカフェ	月2回程度	〃	1,257人
キ 主な子育て支援事業			
おもちゃの病院	月1回程度	延参加人数	437人
スワローランド	月1回程度	〃	141人

4 七国荘

平塚市七国荘は高齢者及び青少年に対しレクリエーションの場を提供し、高齢者及び青少年の福祉を増進し、並びに青少年の健全育成を図ることを目的とする施設である。

(1) 利用状況

(単位 人)

団体利用	個人利用	青少年の家	計
1,403	1,682	0	3,085

ア 主な高齢者集い事業

健康体操	月1回程度	延参加人数	96人
囲碁ボール	月1回程度	〃	138人
文化教養教室	月1回程度	〃	206人

イ 主な青少年支援事

サマーイベント	年1回	〃	54人
---------	-----	---	-----

5 余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）

平塚市余熱利用施設は市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を図ることを目的する施設である。子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、運動をとおした健康づくりを進める健康増進センターと、高齢者の健康相談、教養講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置する。

(1) 利用状況 (単位 人)

健康増進室	トレーニング室	浴場	その他	計
21,786	17,148	18,404	15,227	72,565
ア 主な健康増進事業				
子供泳ぎ方教室		定期的に開催	延参加人数	2,979 人
大人泳ぎ方教室	"	"	"	241 人
アクアトレーニング	"	"	"	554 人
ヨガ教室	"	"	"	1,082 人
エアロビクス	"	"	"	986 人
BODY PUMP	"	"	"	1,219 人
イ 主な老人福祉事業				
教室(お香、籠工芸)		月 2~3回程度	"	79 人
相続・遺言相談		月 1回程度	"	24 人

※各館の利用状況のまとめについては、次のとおり

施設名	区分	利用人数
福祉会館	老人福祉センター	22,130
会議室等	第1会議室	5,460
	第2会議室	9,095
	第3会議室	5,401
	第4会議室	3,072
	料理講習室	761
	身障いこい室	747
	判定室	0
	奉仕活動室	1,494
	集会室	2,140
	小計	28,170
合計		50,300
南部福祉会館	老人福祉センター	16,956
会議室等	会議室	3,442
	ボランティア活動室	5,193
	小計	8,635
	機能回復訓練用プール	10,201
花水公民館附属体育館		1,115
合計		36,907

西部福祉社会館	老人福祉センター		31, 957
	サ 子	子育てサロンどれみ（水～土）	4, 384
	ロ 育	子育てサロンのびのび（日～火）	1, 599
	ン て	小計	5, 983
	会議室等	会議室	8, 601
		小会議室	2, 116
		工芸室	2, 766
		(教養娯楽室)※老人福祉センターの数字に含まれる。	(3, 357)
		地域活動室	219
		調理場	34
		小計	13, 736
	多目的ホール		16, 194
	その他		510
	合計		68, 380
七国荘	老人憩いの家		3, 085
余熱利用施設	健康増進・老人福祉	健康増進室（水中トレーニング槽）	21, 786
		トレーニング室	17, 148
		多目的室A	2, 722
		多目的室B	0
		教養娯楽室	2, 054
		機能回復訓練室	1, 634
		集会室	6, 370
		健康相談室	0
		栄養指導室	2, 130
		カラオケルーム	363
		浴場	18, 404
	合計		72, 611

第9節 社会福祉法人関係

1 社会福祉法人の所轄庁

社会福祉法第30条により、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が当該市域を越えないものについては、市長が所轄庁となるものとされている。

なお、平塚市長を所轄庁とする社会福祉法人は次のとおりである。

平塚市長を所轄庁とする社会福祉法人一覧

社会福祉法人名	住 所	主な施設
旭福社会	河内310	あさひ保育園(児童)
大野福祉会	四之宮二丁目10-10	八幡保育園(児童)
岡崎福祉会	岡崎449	ゆうかり保育園(児童)、岡崎ケアセンター(高齢)
研水会	万田三丁目18-10	高根台ホーム(高齢)
湘南敬友会	岡崎4015-1	陽だまりの丘(高齢)
湘南曾寿会	南豊田85-1	豊田敬愛ホーム(高齢)
湘南富士見会	桜ヶ丘9-41	桜ヶ丘ケアセンター(高齢)
真幸会	紅谷町12-12 LBアヴェニュー4F	真土すばる保育園(児童)、ケアハウス湘南の里(高齢)
伸生会	御殿二丁目17-42	平塚特別養護老人ホーム(高齢)
進和学園	万田二丁目12-22	進和やましろホーム(障がい)、いづみ保育園(児童)
則信会	西真土四丁目23-35	ケアハウスういすたりあ(高齢)
つちや社会福祉会	土屋2196-1	ローズヒル(高齢)
徳栄会	松風町23-54	もんもん保育園(児童)
中原福祉会	南豊田301-1	中原保育園(児童)
花	南金目346-1	でい工房花はな(障がい)
浜岳福祉会	北金目二丁目9-24	金目保育園(児童)
平塚あさひ会	公所705-1	れんげの郷(高齢)
平塚市社会福祉協議会	追分1-43	
平塚地域生活福祉会	平塚五丁目8-26	スペースセル(障がい)
翠福祉会	四之宮一丁目8-92	みどり保育所(児童)
和心知会	片岡833-10	わしんち元氣・平塚(高齢)

2 設立、定款変更の認可等

社会福祉法人の設立、定款の変更等については、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じない。また、基本財産の担保提供等については、所轄庁の承認が必要となる。

許認可・届出等件数 (単位 件)

項目	令和5年度	令和4年度
設立認可	0	0
定款変更認可	6	5
基本財産の処分	1	0
担保提供等の承認	0	0
合併認可	0	0
定款変更届出	0	1
代表者の変更届出	2	3

3 指導監査

社会福祉法人は、主に高齢者や障がい者、児童などを対象とした社会福祉事業を行っており、公的な優遇措置も受けていることから、適正な法人運営と安定的な社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁である本市が運営全般に対して積極的に監督、

助言指導を行っている。また、指導監査において重大な問題又は不祥事が判明した法人に対しては、改善が認められるまで継続的に指導監査を実施している。

なお、指導監査の結果等は市ホームページ上で公開している。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

原則3年に1回、指導監査を行う。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施する。

(2) 特別指導監査

定期指導監査において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人について、指導監査を行う。

指導監査件数

		項目	令和5年度	令和4年度	単位
(1)一般指導監査	ア 定期指導監査	指導監査対象	9	12	法人
		文書指摘	33	49	件
		口頭指摘	34	55	件
	イ 臨時指導監査	指導監査対象	0	0	法人
		文書指摘	0	0	件
		口頭指摘	0	0	件
(2)特別指導監査		指導監査対象	0	0	法人
		文書指摘	0	0	件
		口頭指摘	0	0	件

第2章 高齢福祉

高齢福祉課、地域包括ケア推進課

令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。こうした中、介護保険制度を維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能するために、限りある資源を効率的かつ効果的に活用することに加え、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となる。

これらを踏まえ、高齢者の生活支援に取り組み、安心していきいきと生活を営めるよう高齢者福祉施策の充実に努めた。

1 高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）の推進

令和3年度からの3か年を計画期間とする高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）に基づき、その理念として掲げる「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を図るため、高齢福祉分野等の事業を展開して在宅福祉サービスの充実に努めた。

2 老人ホームへの入所委託

養護老人ホームへの本年度入所委託は次のとおりである。

老人ホーム措置状況	(単位 人)
-----------	--------

養護老人ホーム		
施設名	4年度	5年度
平塚養護老人ホーム	52	47
横須賀老人ホーム	0	0
湘風園	1	1
富岡ホーム	12	13
敬愛の園	0	0
えびな南高齢者施設	2	2
藤沢養護老人ホーム	1	1
するが荘（静岡県）	1	1
天羽養護老人ホーム（千葉県）	1	1
計	70	66

老人福祉法第10条及び第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置の状況は次のとおりである。

やむを得ない措置状況

令和4年度 利用者 25人

令和5年度 利用者 24人

3 敬老祝品の贈呈

高齢者に敬愛の意を表し、88歳と100歳以上の方にはメッセージカード、99歳と男女最高齢者の方にはメッセージカードと祝品を9月に贈呈した。敬老祝品贈呈内容は次のとおりである。

敬老祝品贈呈内容

年 齢	対 象 者 数		祝 品
	男 性	女 性	
88 歳 (米寿)	505 人	862 人	(88 歳) メッセージカード
99 歳 (白寿)	11 人	93 人	(99 歳) メッセージカード、ひざ掛け、レッグウォーマー
100 歳以上	21 人	136 人	(100 歳以上)
計	537 人	1,091 人	メッセージカード (男女最高齢者) メッセージカード、手編みのブランケット、フラワー装飾

4 軽作業代行事業

ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援するため、作業員を派遣し、軽易な日常生活援助を行った。

延利用者 61 人 事業費 309,320 円

5 通院介助事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図った。

延利用者 29 人 事業費 70,400 円

6 ふとん乾燥・丸洗い事業

ねたきり高齢者が使用している寝具を衛生的にし、快適な日常生活を送ることができるよう巡回によるふとんの乾燥丸洗いを実施した。

延利用者 乾燥 144 人 丸洗い 41 人 事業費 327,415 円

7 在宅時緊急通報システム事業

緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があるひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム用機器を貸与し、緊急事態発生時における迅速な緊急体制の確立を図り、日常生活の安全の確保を図った。

利用者 72 人（うち年度途中での撤去 15 人） 事業費 2,846,360 円

8 お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）事業

ひとり暮らし高齢者等に見守り歩数計機器を貸与し、歩数計機能による利用対象者の健康促進、緊急事態発生時における迅速な救援体制の確立、利用対象者の日常生活の安全確保等を図った。

利用者 268 人（うち年度途中での撤去 43 人） 事業費 4,839,560 円

9 認知症等行方不明SOS平塚事業

認知症高齢者の行方が分からなくなったときに協力機関（タクシー会社、郵便局、FMラジオ局、薬局等）に情報を提供して捜索の協力を依頼するシステムを展開した。また、おおよその位置が測定できる見守りGPSを貸与し、早期発見を図った。

ネットワーク登録者 210人（うちGPS利用者 28人） 事業費 524,260円

10 老人クラブ支援

老人クラブは、地域を基盤に60歳以上の会員により、教養・生きがい・体育レクリエーション・奉仕・地域社会交流活動を通じて高齢者の福祉の向上に努めている。市はこれらのクラブの活動を支援するために、補助金を交付した。

老人クラブ補助金交付状況

ク ラ ブ 数	会 員 数	補 助 金
91	3,279人	6,214,600円（うち連合会分 2,611,000円）

11 ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業

自宅で理容・美容サービスを受けることを希望する、ねたきりや重度障がいの高齢者に対し利用者負担の一部を助成する助成券を交付した。

交付者 155人 使用枚数 366枚 助成額 732,000円

12 老人福祉施設整備助成事業

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の減少に努めるため、令和3年度から令和5年度までを実施期間とする平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）に基づき、特別養護老人ホームの増床に向けて事業者と調整を行った。

第3章 障がい福祉

行政総務課、障がい福祉課

障害者基本法に定める地域社会における共生等を図り、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を行う。

第1節 障がい者の現状

本市の障がい者（児）は、身体、知的、精神障害者の合計12,626人（延べ13,101人）である。

1 身体障害者（児）障害別等級別状況

（単位 人）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
2,840	1,230	1,134	1,630	337	475	7,646

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体	484	970	809	928	310	185	3,686
聴 覚	0	234	107	177	0	322	840
視 覚	165	212	49	40	95	29	590
言 語	0	0	89	59	0	0	148
内 部	1,760	24	353	640	0	0	2,777
合 計							8,041

2 身体障害者手帳の新規交付

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障害者（児）と規定し、法に基づく福祉対策の対象としている。

（単位 人）

肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	内 部	計
173	37	39	8	299	556

3 知的障害者（児）程度別状況

（単位 人）

最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
347	377	593	1,128	2,445

注：最重度 A1 IQ おおむね20以下
重 度 A2 IQ おおむね21～35

中 度 B1 IQ 36～50
軽 度 B2 IQ 51以上

4 療育手帳の新規交付

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくなることを目的として交付される。

（単位 人）

最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
1	11	21	83	116

5 精神障害者保健福祉手帳所持者程度別状況 (単位 人)

1級	2級	3級	計
354	1,885	771	3,010

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、平成14年度から市が精神障害者に対する福祉業務の窓口となっている。

6 精神障害者保健福祉手帳の新規交付

精神障害者に対して、各種の制度利用を目的として交付される。

(単位 人)

1級	2級	3級	計
22	142	115	279

第2節 補装具及び日常生活用具

1 補装具費の支給

身体の失われた部分や障がいのある部分の機能を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入及び修理の費用を身体障害者（児）等に助成する。

(延件数)

	義眼	補聴器	義手	義足	装具	車いす	杖	その他	計
交付	0	85	1	8	135	57	29	36	351
修理	0	35	0	18	71	121	0	16	261
合計	0	120	1	26	206	178	29	52	612

2 日常生活用具給付等事業

身体障害者（児）等の日常生活が、より円滑に行われるための用具の購入費用を助成する。

(延件数)

介護・訓練支援用具	自立生活支援用具	在宅療養等支援用具	情報・意思疎通支援用具		排泄管理支援用具	居宅生活動作補助用具	計
17	33	30	点字図書	その他	7,113	6	7,267
			0	68			

第3節 自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療

1 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）等

重度の障がい等のため、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）の家庭等を訪問して、家事、介護及び通院の介助、視覚障がい者の同行援護等を行う。

利用者数（人）	派遣時間数（時間）
351	62,177

2 移動支援

重度の障がい等のため、移動に介助が必要な障がい者（児）（全身性障がい、知的障がい、精神障がい）に対して、社会参加等のための移動支援を行う。

利用者数（人）	派遣時間数（時間）
134	6,445

3 短期入所事業

重度の障がい者（児）を介護している家族が、疾病や旅行等の理由によって介護ができない場合、一時的（1週間程度）に障がい者（児）が施設へ入所する。

利用者数（人）	利用日数（日）
250	11,054

4 生活介護事業

日中活動に常時介護を必要とする障がい者に対して、施設にてサービスを提供する。

利用者数（人）	利用日数（日）
673	142,881

5 就労移行支援・就労継続支援A型（雇用契約によるもの）・B型

施設通所型サービスにより、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行支援を行う。

就労移行支援

利用者数（人）	利用日数（日）
143	17,494

就労継続支援A型

利用者数（人）	利用日数（日）
80	13,106

就労継続支援B型

利用者数（人）	利用日数（日）
702	107,074

就労定着支援

利用者数（人）	利用日数（日）
83	644

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能障害者に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い意思疎通を支援することにより、社会参加を促進する。

	利用者数 (人)	派遣回数 (回)
手話通訳	62	455
要約筆記	14	65

7 地域活動支援センター事業

事業所ごとのプログラムに沿って、日中活動の場を提供する。

利用者数 (人)	利用日数 (日)
384	44,216

8 日中一時支援事業

介護者のレスパイト（休息）等を目的とした日中の一時預かりサービスを提供する。

利用者数 (人)	利用回数 (回)
177	8,352

9 施設訓練等支援事業

(1) 施設入所支援事業

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行う。

施設数 (施設)	利用者数 (人)
53	263

(2) 共同生活援助事業

指導職員を配置した住居を提供することにより、障がい者の自立生活を支援し、社会参加を促進する。

	施設数 (施設)	利用者数 (人)
共同生活援助（グループホーム）	142	441
福祉ホーム	2	2

10 自立支援医療

(1) 自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障害者に対して、障がいの軽減や機能の回復を目的とした手術、治療の医療費を一部負担する。

新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
23	189

(2) 自立支援医療（育成医療）

そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）に対して、その障がいを除去又は軽減するために治療を受けた場合や装具を作成した場合の医療費を一部負担する。

新規申請者数（人）	利用者数（人）
7	8

(3) 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している者を対象に、その医療費を一部負担する。

新規申請者数（人）	利用者数（人）
636	5,158

第4節 相談・手当・重度障害者医療費助成

1 基幹相談支援センターの相談件数

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談支援や相談支援事業所の支援を行っている。
(延件数)

	個別支援	事業所の支援	合計
相談件数	132	56	188

2 委託相談支援事業所の相談件数

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について専門的な相談支援を行うとともに、基幹相談支援センターと協働して指定特定相談支援事業所の支援を行っている。
(延件数)

	個別支援				事業所の支援	合計
	電話	訪問	来所	その他		
しせん相談室ひらつか（主に身体障がい）	847	64	12	55	11	989
サンシティひらつか（主に知的障がい）	1,880	407	199	167	2	2,655
ほっとステーション平塚（主に精神障がい）	5,471	307	844	215	4	6,841

3 障害者虐待防止センター通報受理件数

障害者虐待防止法に基づき、障がい福祉課に障害者虐待防止センターを設置している。

通報受理件数（件）
53

4 障がい者就労促進事業

障がい者の就労や職場定着を支援するため、ひらつか就労援助センターに助成している。

新規相談者数（人）	左記のうち一般就労者数（人）
64	34

5 福祉手当

重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給する。

	支給月額（円）	対象人数（人）
障害児福祉手当	15,220	117
特別障害者手当	27,980	201
経過的福祉手当	15,220	8
心身障害者福祉手当	3,000	6,119

6 重度障害者医療費助成事業

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより負担の軽減を図る。

対象人数（人）	支給件数（件）
6,019	188,586

第5節 障がい者ワークステーション事業

知的障がい者等が市職員として市役所で働くことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップを目指し、支援員の指導の下、各課に潜在する軽易な事務作業等をするための場所として、ワークステーションひらつか「夢のタネ」を平成27年2月に設置した。

1 設置目的

(1) 福祉の視点

- ア 「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」（平塚市障がい者福祉計画）を実現するため、障がい者の働く場を提供する。
- イ 障がい者の一般就労へのステップアップを支援する。

(2) 事業主の視点

- ア 障がい者雇用を推進する。（法定雇用率の達成）
- イ 公的な事業主として、障がい者雇用の推進モデルを示す。
- ウ 庁内の軽易な事務作業等を集約処理し、仕事の効率化を図る。

2 職員体制（令和6年4月1日現在）

支援員：3名 障がい者スタッフ：5名

3 運営実績

(1) 事業実績

府内52の部署から業務の依頼を受けて、通知の封入・封かん、印刷、シュレッダー、パソコンの入力等473件の業務を完了させた。また、学校版夢のタネでは、小学校3校、中学校1校で業務を行い、9件完了させた。

(2) 就労支援

夢のタネの運営目的の一つであるスタッフの一般就労を目指して民間企業の見学・実習に取

り組み、1人が就職した。

また、支援学校やサンシティひらつかなどから見学・実習生を受け入れることにより夢のタネのPRと障がい者の支援を行った。

第4章 生活福祉

福祉総務課、生活福祉課

第1節 生活保護

本市の生活保護法による被保護世帯数・人員は、令和5年度末現在 3,039 世帯・3,736 人で保護率は 14.47%である。近年、保護率は高齢化の進展や単身世帯の増加など、社会的状況を背景に微増で推移していたが、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加の傾向にある。令和5年度における本市の保護開始は 468 件で、主な理由は預貯金、手当、仕送り収入の減少・喪失、就労収入の減少・喪失が挙げられる。これに対して廃止は 395 件で、主な理由は死亡・失そく、就労収入の増加である。

なお、最低生活費の尺度となる生活保護基準は、国民生活の動向等を勘案し、改定されている。

1 生活保護分類

(1) 被保護世帯・人員の状況（年度末現在）

（注 %は千分率を示す）

区分 年度	世帯	人口	被保護者		人口に対する 保護率
			世帯	人数	
4	115,555	257,694	2,958	3,691	14.32%
5	117,422	258,166	3,039	3,736	14.47%

(2) 扶助別人員の状況（年間延人数）

（単位 人）

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
							生業扶助	葬祭扶助
4	37,759	39,203	1,932	9,437	34,632	2	903	83
5	38,291	39,920	1,998	10,022	35,725	2	679	98

(3) 世帯構造の状況

ア 労働力類型別世帯（年度末現在）

（単位 世帯）

区分 年度	世帯主稼動世帯				世帯員の 稼動世帯	非稼動 世帯
	常用	日雇	内職	その他		
4	246	62	8	101	62	2,478
5	244	67	11	125	56	2,536

イ 世帯類型別世帯（年度末現在）

（単位 世帯）

区分 年度	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他
4	1,613	129	681	535
5	1,632	117	726	564

(4) 保護の開始・廃止の状況

開始の理由	件数	比率	廃止の理由	件数	比率
世帯主の傷病	36 件	7.7 %	世帯主の傷病の治癒	0	0.0 %
世帯員の傷病	2	0.4	世帯員の傷病の治癒	0	0.0
就労収入の減少・喪失	28	6.0	就労収入の増加	46	11.6
世帯主の死去・離別	2	0.4	死亡・失そう	224	56.7
預貯金、手当、仕送り 収入の減少・喪失	318	68.0	年金、手当、仕送り 収入の増加	8	2.0
他市から転入	17	3.6	親族・縁者等の引取	6	1.5
その他	65	13.9	施設入所	5	1.3
			他市への転出	45	11.4
			その他	61	15.5
計	468	100.0	計	395	100.0

ア 1世帯及び1人当たり保護費 (単位 円／月)

区分 年度	世帯当たり	1人当たり
4	183,502	147,060
5	189,328	154,006

イ 扶助別保護費の状況 (単位 円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費
4	1,912,404,950	1,147,574,355	15,255,060	236,370,384
5	1,955,972,996	1,185,113,102	15,480,224	256,594,531

区分 年度	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	計
4	3,088,833,522	29,103,469	84,054,418	6,513,596,158
5	3,379,785,352	30,132,400	81,333,395	6,904,412,000

第2節 援護対策

1 戦没者遺族援護

(1) 平塚市遺族会

市内戦没者遺族等の相談援護や各種慰霊活動を行っている遺族会に対し、その運営及び事業を援助する目的で補助金を交付した。

(2) 平塚市戦没者及び戦災殉難者追悼事業

平塚市戦没者及び戦災殉難者を追悼し、平和を祈念するために、令和5年10月、「平塚市戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い」を実施した。

2 災害見舞金

火災等による被災者に対して、次のとおり見舞金等を交付した。

(単位 円)

	全焼・全壊		半焼・半壊		消火損害		床上浸水		土砂等のたい積	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1人世帯	2	100,000	0		1	20,000	0		0	
2人以上世帯	3	240,000	1	50,000	1	30,000	0		0	
店舗・事務所	0		0		0		0		0	
合計	5	340,000	1	50,000	2	50,000	0		0	

	傷病		死亡	
	件数	金額	件数	金額
世帯主	2	100,000	1	750,000
その他	0		0	
合計	2	100,000	1	750,000

3 原子爆弾被爆者慰問金

原子爆弾の投下により被爆した方に対し、慰問金5,000円を交付した。

42人 210,000円

第5章 児童（母子）福祉

保育課、こども家庭課

1 児童手当制度

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

支給要件は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者となっており、支給額は3歳未満の児童1人につき月額15,000円（一律）、3歳以上小学校修了前の児童1人につき月額10,000円（ただし、第3子以降の児童については1人につき月額15,000円）、中学生の児童1人につき月額10,000円（一律）となっている。また、平成24年6月分から所得制限が導入され、令和4年6月分から制度が変わり、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給、所得上限限度額以上の場合は支給なし（資格喪失）となっている。

児童手当延人数及び金額

区分	令和5年度					
	児童手当		特例給付		施設等入所等児童	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
被用者	236,275	¥2,638,995,000	19,211	¥96,055,000		
非被用者	45,482	¥509,870,000	1,038	¥5,190,000	1,208	¥12,450,000
小計	281,757	¥3,148,865,000	20,249	¥101,245,000	1,208	¥12,450,000
合計	延人数	金額				
	303,214	¥3,262,560,000				

2 児童扶養手当制度

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護する母又は監護し生計を同じくする父、あるいは父母にかわって児童を養育している人が手当を受けることができる。

支給要件

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童

(9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

・次のような場合、手当は支給されない。

児童が ……………… ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき（非監護）。

ウ 上記支給要件に該当しなくなったとき。

父、母又は養育者が … ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。

手当の額

（令和6年3月時点）

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方 (所得に応じて決定)
児童1人のとき	月額44,140円	月額44,130円から10,410円までの10円きざみの額
児童2人のとき	加算額10,420円	加算額10,410円から5,210円までの10円きざみの額
児童3人以上のとき	1人あたりの加算額6,250円	1人あたりの加算額6,240円から3,130円までの10円きざみの額

手当の請求者及び扶養義務者等の所得が政令で定める額以上の場合は、手当の全額又は一部を支給しない。

児童扶養手当延人数及び金額

区分	令和4年度		令和5年度	
	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)	金額(円)
全部支給者	10,465	451,212,900	9,762	430,091,530
一部停止者	9,631	275,425,740	9,650	281,409,840
加算額	2子加算	7,386	69,727,610	7,245
	3子以降加算	2,343	13,666,040	2,340
合計	—	810,032,290	—	795,125,620

3 家庭児童相談

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭その他の相談等の対応を行っている。

相談件数

（単位 件）

年	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
4年度	1,677	0	2	4	21	0	1,704
5年度	1,161	0	9	1	91	6	1,268

4 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な相談や支援等を行っている。

相談件数

(単位 件)

	生活一般	児童	生活援護	その他	計
4年度	401	230	615	3	1,249
5年度	437	210	552	13	1,212

5 児童福祉施設等

令和5年4月1日現在、市内の認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園は、認可保育所が37か所、小規模保育事業所が6か所、幼保連携型認定こども園が3か所、幼稚園型認定こども園が6か所あり、また助産施設は1か所となっている。

(1) 保育所等（認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園）

ア 施設数・定員・入所者数

令和5年4月1日現在の施設数、定員及び入所者数は次のとおりである。

なお、令和5年4月1日現在、保護者の勤務地等の関係による他市からの受託児童は55人、他市への委託児童は73人であった。

令和5年4月1日現在(管外受委託を除く)

		保育所等		入所者数			
		施設	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
4年度	公立	8か所	693	250	132	279	661
	民間	42か所	3,377	1,366	668	1,372	3,406
	合計	50か所	4,070	1,616	800	1,651	4,067
5年度	公立	8か所	693	230	117	267	614
	民間	44か所	3,425	1,369	685	1,385	3,439
	合計	52か所	4,118	1,599	802	1,652	4,053

※認定こども園の「定員」及び「入所者数」は、保育部分のみ含む。

イ 保育料階層区分別入所者数

保育料は保護者の前年分の所得に応じて計算される市民税所得割額により算定され、税額により区分された保育料の階層ごとの入所者数は次のとおりである。

令和5年4月1日現在(管外受委託を除く)

階層	世帯区分	3歳未満児					3歳以上児 保育料 基本額 (円／月)	総計
		保育料 基本額 (円／月)	第1子	第2子	第3子	合計		
A	生活保護世帯	0	7	4	0	11		
B	非課税所得割世帯	市町村民税 非課税世帯	0	48	21	2	71	
			0	17	27	17	61	
C	市町村民税 均等割課税世帯	7,200	7	9	52	21		
D	市町村民税所得割課税世帯	48,600円 未満	10,400	36	19	9	64	無償
		48,600円 以上	13,400	24	14	2	40	
		60,000円 以上	17,000	22	12	2	36	
		70,000円 以上	21,200	20	13	1	34	
		77,000円 以上	25,600	82	33	6	121	
		97,000円 以上	29,600	127	82	7	216	
		130,000円 以上	34,600	78	61	5	144	
		150,000円 以上	39,400	97	55	1	153	
		169,000円 以上	44,000	143	78	5	226	
		211,000円 以上	49,000	113	59	8	180	
		260,000円 以上	53,800	44	22	0	66	
		301,000円 以上	55,000	47	30	1	78	
		360,000円 以上	56,200	17	10	0	27	
		397,000円 以上	57,600	4	4	0	8	
		425,000円 以上	59,600	3	3	0	6	
		450,000円 以上	61,800	5	1	0	6	
		475,000円 以上	64,000	15	16	0	31	
			956	573	71	1,600	2,455	4,065

注：1 保育料基本額は、子ども・子育て支援新制度における保育標準時間のもの。他に保育短時間がある。

2 保育料は、第1子は保育料基本額、第2子は基本額の1/2、第3子は無料。

3 市民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい児（者）が同居している世帯等については保育料の負担軽減措置が始まり、基本額は2,600円、第2子は無料。

4 幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳以上児及び3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯（階層「A」及び「B」）の保育料は無償となった。

ウ 開放保育事業

公立保育園の開放保育は平成4年に2園から始まり、現在では保育園が実施する子育て支援の中心事業の一つとして全ての公立保育園・認定こども園で実施している。子育て親子が安心して遊べる場所の提供、保護者間の交流の場づくり、育児相談や育児情報誌の発行など各園が工夫を凝らし積極的な支援活動を行っている。

区分 年度	実施保育所	実施回数	参加児童数	参加児童数のうち 3歳未満児の人数
4	8	351	441	395
5	8	398	677	626

※令和2年4月10日から令和3年11月1日までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 助産施設

助産施設は経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の入所助産の措置をしており、市内は平塚市民病院に設置されている。令和4年度は5件、令和5年度は6件、実施した。

6 母子福祉資金等利子補給事業

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金利用者に対し、利子相当額を補給することによって、経済的負担の軽減と償還意欲の向上を図った。

件数及び金額

	件数（件）	金額（円）
4年度	3	3,507
5年度	2	2,544

7 ひとり親家庭等の医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療保険診療分の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図った。

対象世帯数	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
R5.3.31 現在	1,626	52	9	1,687
R6.3.31 現在	1,568	48	12	1,628

8 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業促進のために教育訓練や高等職業訓練を受けたとき費用の一部等を給付し、自立支援を図った。

(単位 人)

	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金		計
		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金	
4年度	6	6	3	15
5年度	7	11	4	22

9 離婚前後親支援モデル事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が養育費確保のために債務名義の作成や養育費の保証契約を結ぶ際に係る費用の一部等を補助し、ひとり親家庭等の生活の安定を図った。

(単位 人)

	養育費に関する 債務名義取得促進補助金	養育費の保証促進補助金	計
年度	5	0	5
年度	5	0	5

10 子育て支援センター事業

豊田分庁舎で、子育て親子の交流ひろばの開設並びに育児不安についての相談及び地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行った。(平成9年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	4	3,487	4,389	7,876
	5	4,884	5,964	10,848

育児相談 件数	年度	面接	電話	その他
	4	2,182	45	202
	5	1,835	42	270

11 つどいの広場事業

主に乳幼児（0歳から3歳）とその親の交流・つどいの広場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを実施した。

(1) つどいの広場「もこもこ」(平成17年9月27日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	4	1,494	1,643	3,137
	5	1,829	1,947	3,776

育児相談 件数	年度	件数
	4	242
	5	387

(2) つどいの広場「きりんのおうち」(平成22年2月26日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	4	4,743	5,123	9,866
	5	5,061	5,363	10,424

育児相談 件数	年度	件数
	4	406
	5	375

(3) つどいの広場「どれみ」(平成22年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	4	1,808	2,248	4,056
	5	1,910	2,474	4,384

育児相談 件数	年度	件数
	4	178
	5	199

(4) つどいの広場「ぽけっと」(平成29年4月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	4	1,518	1,702	3,220
	5	1,595	1,801	3,396

育児相談 件数	年度	件数
	4	31
	5	32

(5) つどいの広場「ここにくらす」(平成30年11月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	4	810	873	1,683
	5	1,069	1,185	2,254

育児相談 件数	年度	件数
	4	21
	5	30

12 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる会員組織を設立し、会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援した。(平成15年7月1日相互援助活動開始)

会員数	年度	依頼会員	支援会員	両方会員
	4	933	276	31
	5	671	257	28

活動報告	年度	活動件数
	4	2,280
	5	3,475

13 病児・病後児保育事業

生後6か月から小学校3年生まで(麦・もんもん病児保育室は小学校6年生まで)の児童が病気中又は病気の回復期にあって集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育した。

(1) 麦・もんもん病児保育室(令和3年4月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
4	375	750
5	667	947

(2) 平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」(平成25年8月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
4	247	101
5	453	133

14 地域療育システム事業

こども発達支援室を設置し、障がい（軽度発達障がいを含む）のおそれがある未就学児を中心とした相談を受け、経過観察に基づいて関係機関への紹介を行っている。

療育相談事業

(1) 初回相談件数

	件数
4年度	318
5年度	328

初回相談内容別件数(重複あり)

	言語	発達	身体	社会性	その他
4年度	154	31	7	123	13
5年度	142	31	17	168	10

(2) 専門相談件数

	実件数	延件数
4年度	736	3,420
5年度	865	3,378

専門相談内訳(重複あり)

	臨床心理士	言語聴覚士	ことばの相談員	作業療法士	理学療法士	保育士
4年度	1,746	126	1,029	470	35	14
5年度	1,618	231	998	508	5	18

(3) 経過観察グループ

	実施回数	実人数	延人数
4年度	211	143	1,101
5年度	191	131	1,163

15 おやこ広場事業

市内4か所の子どもの家を利用して、地域の親子が安心して遊べる場を提供し、子育て支援情報の提供や育児に関する様々な相談を行った。

なお、令和2年度末で廃止を前提に実施を見合せている。

	実施回数	参加児延べ人数	相談件数
2年度	24	214	58

16 小児医療費の助成事業

子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るために、中学3年生までの入院及び通院に係る医療費の助成を行った。また、令和5年1月から対象年齢を18歳年度末まで拡大した。(所得制限については、令和2年1月に撤廃済み。)

(1) 医療証交付者数

未就学児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計
	1,294	1,370	1,521	1,503	1,635	1,650	1,738	10,711
小学生	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳		小計
	1,794	1,821	1,865	1,816	1,832	1,929		11,057
中学生	13歳	14歳	15歳					小計
	1,916	1,952	2,048					5,916
高校生年代	16歳	17歳	18歳					小計
	1,906	1,939	1,758					5,603
							計	33,287

(2) 小児医療費助成状況

	助成件数(件)	助成額(円)
4年度	357,325	752,141,535
5年度	439,816	941,204,598

17 児童発達支援等事業（障害児通所給付、障害児相談支援等）

(1) 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

	利用者数(人)	利用日数(日)
4年度	209	11,094
5年度	250	14,835

(2) 放課後等デイサービス

学齢期の児童・生徒に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や余暇支援などを行う。

	利用者数(人)	利用日数(日)
4年度	678	70,976
5年度	726	83,996

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活のために必要な支援を行う。

	利用者数(人)	利用日数(日)
4年度	13	149
5年度	14	171

(4) 障害児相談支援

障害児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための障害児支援利用計画を作成する。

	利用者数(人)
4年度	887
5年度	975

第6章 保険年金

保険年金課

第1節 国民健康保険

昭和29年7月旭村の合併により、村営で実施していた国保を継承し、一部の地区実施という形態で運営されていたが、昭和31年9月国保実施町村である大野町ほか5か村（金目村は昭和32年10月合併）を合併したのに伴い、国民健康保険課が設置された。昭和32年4月からは、全市域を対象に実施している。国保診療報酬請求にかかる審査、支払事務については、昭和52年4月から県国保団体連合会へ委託した。昭和59年10月に退職者医療制度が創設された。国民健康保険制度の改正により、平成14年10月から、70歳以上の被保険者（昭和7年10月1日以後生まれの人）に「高齢受給者証」の交付を開始した。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設された。

平成30年度からは国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市は保険給付や税率の決定など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うことになった。

1 国保世帯、被保険者数

(単位 世帯、人)

年度	世帯数	被保険者	一般被保険者	介護保険制度第2号被保険者	人口	加入率 (%)
4	34,186	50,438	50,438	16,274	256,050	19.70
5	33,165	48,220	48,220	16,043	256,522	18.80
増減	-1,021	-2,218	-2,218	-231	472	-0.90

介護保険制度第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

資格取得（加入者）の内訳

(単位 人 資料：事業年報)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
4	2,338	7,497	149	113	1	222	10,320
5	2,294	7,768	135	130	2	267	10,596
増減	-44	271	-14	17	1	45	276

資格喪失（脱退者）の内訳

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
4	1,699	7,160	308	412	3,482	446	13,507
5	1,691	6,594	316	429	3,403	381	12,814
増減	-8	-566	8	17	-79	-65	-693

2 国保運営協議会

国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議し、併せて市長の諮問に応じるために、設置している。被保険者を代表とする委員 4 人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人（一般医 2 人、歯科医 1 人、薬剤師 1 人）、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の計 13 人で構成している。

3 保険給付

(1) 納付の種類及び内容

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への入院
- オ 療養費（診療費、補装具、柔道整復師やはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術、移送等）
- カ 高額療養費（一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超えた分を支給）
- キ 高額療養費（外来年間合算）（年に外来診療で支払った医療費が一定額を超えた場合に支給）
- ク 高額介護合算療養費（年に利用された医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた部分のうち、医療費にかかる分を支給）

(2) 納付割合

- ア 「6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日以前」の幼児は 8 割
- イ 70 歳以上 75 歳未満は 8 割。現役並み所得者は 7 割
- ウ 上記以外の被保険者は 7 割

(3) その他の納付

ア 出産育児一時金

被保険者が出産したとき 500,000 円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは 488,000 円）を支給

イ 葬祭費

被保険者が死亡したとき 50,000 円を支給

ウ 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の 3 分の 2 に相当する額を、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間分を支給

4 特定健康診査・特定保健指導

被保険者に対し、より健康的な生活習慣へと行動変容を促し、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群に着目した健診・保健指導を実施している。

年度		3	4	増減
特定 健康診 査	対象者数 (人)	38,192	35,708	-2,484
	受診者数 (人)	12,943	12,984	44
	受診率 (%)	33.9	36.4	2.5
特定 保健指 導	対象者数 (人)	1,320	1,317	-3
	(動機付け支援)	1,047	1,029	-18
	(積極的支援)	273	288	15
	終了者数 (人)	231	230	-1
	(動機付け支援)	215	200	-15
	(積極的支援)	16	30	14
	終了率 (%)	17.5	17.5	0
	(動機付け支援)	20.5	19.4	-1.1
	(積極的支援)	5.9	10.4	4.5

注：令和5年度の確定値は、令和6年11月末頃の予定。

5 国民健康保険税

国保財政の根幹ともいるべき保険税の賦課徴収については、医療費の状況等を十分検討し、国保事業の健全な運営を期している。平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い保険税（医療分）に介護保険の保険税（介護分）を合わせて国民健康保険税として徴収することとなった。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期支援分を徴収することとなった。

平成31年4月から滞納整理事務に臨む体制を強化し、適正な賦課や収納率の向上のため、標準システムの導入や業務のデジタル化を進めている。

(1) 保険税の賦課方法

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式

(2) 納期等

ア 納期 10期

イ 賦課期日 4月1日

ウ 賦課限度額 医療分 650,000円 後期支援分 220,000円

(令和5年度) 介護分 170,000円 (40歳～64歳まで)

(3) 収納方法

年金からの特別徴収、口座振替による納付、納付書による金融機関・コンビニエンスストアでの納付、スマートフォン決済アプリでの納付。

国民健康保険税賦課徴収状況（現年分）

(単位 円 資料：事業年報・月報)

区分 年度	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)	世帯当たり調定額	1人当たり調定額
4	5,741,357,200	5,334,989,570	406,367,630	92.92	163,933	109,990
(一般被保険者分)	5,741,357,200	5,334,989,570	406,367,630	92.92	163,933	109,990
(退職被保険者等分)	0	0	0	0	0	0
5	5,643,421,400	5,243,409,631	400,011,769	92.91	166,546	113,873
(一般被保険者分)	5,643,421,400	5,243,409,631	400,011,769	92.91	166,546	113,873
(退職被保険者等分)	0	0	0	0	0	0
増減	-97,935,800	-91,579,939	-6,355,861	-0.01	2,613	3,883
(一般被保険者分)	-97,935,800	-91,579,939	-6,355,861	-0.01	2,613	3,883
(退職被保険者等分)	0	0	0	0	0	0

注：収納額には還付未済を含まない

6 決算（見込）状況

歳入

(単位 円)

区分	4年度		5年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
国民健康保険税	5,560,870,980	21.9%	5,502,851,463	21.6%	-58,019,517
一般被保険者国民健康保険税	5,560,287,561		5,502,659,815		-57,627,746
退職被保険者等国民健康保険税	583,419		191,648		-391,771
一部負担金	0	0.0%	0	0.0%	0
使用料及び手数料	29,700	0.0%	26,100	0.0%	-3,600
国庫支出金	4,267,376	0.0%	733,000	0.0%	-3,534,376
国庫補助金	4,267,376		733,000		-3,534,376
災害臨時特例補助金	4,000		19,000		15,000
健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0		609,000		609,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,263,376		105,000		-4,158,376
県支出金	17,507,698,912	68.9%	17,614,040,983	69.1%	106,342,071
県補助金	17,507,698,912		17,614,040,983		106,342,071
保険給付費等交付金	17,507,698,912		17,614,040,983		106,342,071
普通交付金	17,139,052,912		17,207,305,983		68,253,071
特別交付金（保険者努力支援分）	96,137,000		104,654,000		8,517,000
特別交付金（特別調整交付金分（市町村分））	60,816,000		108,932,000		48,116,000
特別交付金（県繰入金（2号分））	170,705,000		146,614,000		-24,091,000
特別交付金（特定健康診査等負担金）	40,988,000		46,535,000		5,547,000
繰入金	2,020,410,200	8.0%	2,148,486,976	8.4%	128,076,776
他会計繰入金	1,987,410,200		2,098,486,976		111,076,776
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	803,024,901		843,989,364		40,964,463
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	482,268,436		482,425,092		156,656
未就学児均等割保険料繰入金	13,162,126		13,574,931		412,805
職員給与費等繰入金	441,481,354		452,870,355		11,389,001
出産育児一時金等繰入金	31,530,552		40,141,012		8,610,460
国保財政安定化支援事業繰入金	73,942,831		72,922,241		-1,020,590
その他一般会計繰入金	142,000,000		192,000,000		50,000,000
産前産後保険料繰入金	0		563,981		563,981
基金繰入金	33,000,000		50,000,000		17,000,000
繰越金	229,436,258	0.9%	143,202,007	0.5%	-86,234,251
諸収入	73,906,773	0.3%	91,728,798	0.4%	17,822,025
合 計	25,396,620,199	100.0%	25,501,069,327	100.0%	104,449,128

歳出

(単位 円)

区分	4年度		5年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
総務費	447,278,054	1.8%	458,536,772	1.8%	11,258,718
保険給付費	17,232,353,692	68.2%	17,337,025,018	68.0%	104,671,326
療養諸費	15,018,656,811		15,034,263,010		15,606,199
一般被保険者療養給付費	14,835,142,690		14,846,898,887		11,756,197
退職被保険者等療養給付費	0		0		0
一般被保険者療養費	144,007,319		140,778,074		-3,229,245
退職被保険者等療養費	0		0		0
審査支払手数料	39,506,802		46,586,049		7,079,247
高額療養費	2,142,368,586		2,221,593,321		79,224,735
一般被保険者高額療養費	2,141,368,276		2,220,080,915		78,712,639
退職被保険者等高額療養費	0		0		0
一般被保険者高額介護合算療養費	1,000,310		1,512,406		512,096
退職被保険者等高額介護合算療養費	0		0		0
移送費	99,057		0		-99,057
出産育児諸費	48,988,189		61,157,348		12,169,159
葬祭諸費	18,450,000		19,500,000		1,050,000
傷病手当金	3,791,049		511,339		-3,279,710
国民健康保険事業費納付金	7,162,795,302	28.4%	7,386,560,671	29.0%	223,765,369
医療給付費分	4,855,879,075		4,980,101,335		124,222,260
一般被保険者医療給付費分	4,855,879,075		4,978,499,972		122,620,897
退職被保険者等医療給付費分	0		1,601,363		1,601,363
後期高齢者支援金等分	1,657,872,633		1,782,820,108		124,947,475
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,657,872,633		1,782,820,108		124,947,475
介護納付金分	649,043,594		623,639,228		-25,404,366
共同事業拠出金	490	0.0%	683	0.0%	193
保健事業費	218,753,615	0.9%	257,954,302	1.0%	39,200,687
基金積立金	50,000,000	0.2%	30,000,000	0.1%	-20,000,000
諸支出金	142,237,039	0.5%	22,675,143	0.1%	-119,561,896
予備費	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計	25,253,418,192	100.0%	25,492,752,589	100.0%	239,334,397
歳入歳出差引額	143,202,007		8,316,738		-134,885,269

第2節 国民年金

昭和 36 年に創設された国民年金制度は、国民の老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしている。

一方、少子高齢化の進展や経済基調の変化等により、昨今の公的年金制度を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした社会情勢から、長期的に安定した年金制度を運営するため、様々な法改正や制度の見直しが図られてきた。また、平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行に伴い、それまで機関委任事務として行われてきた市町村の事務は法定受託事務として再編成された。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、一連の業務が日本年金機構に委任・委託されるなど、国と市町村の役割分担についても継続的に見直しが行われている。

1 国民年金被保険者状況

(単位 人)

区 分 年 度	人 口			被 保 險 者 数			比率 (%) (B/A)
	計 (A)	男	女	計 (B)	男	女	
4	256,050	127,669	128,381	46,531	15,926	30,605	18.2
5	256,522	127,963	128,559	45,645	15,950	29,695	17.8
増減	472	294	178	-886	24	-910	-0.4

2 被保険者の適用状況

(単位 人)

区 分 年 度	被 保 險 者 適 用 状 況				
	計	第 1 号被保険者数		第 3 号被保険者数	
		強制	任意		
4	46,531	29,032	517	16,982	
5	45,645	28,937	470	16,238	
増減	-886	-95	-47	-744	

3 被保険者の異動状況

(単位 人)

区 分 年 度	増加要因		減少要因		差引
	取得	転入	喪失	転出	
4	10,912	2,026	12,795	1,671	-1,528
5	11,312	1,974	12,620	1,552	-886
増減	400	-52	-175	-119	642

4 被保険者の免除状況

(単位 人)

区 分 年 度	強制被保険者数 (A)	免 除 者 数			免除率 (%) (B/A)
		計 (B)	法定免除	申請免除等	
4	29,032	11,782	2,971	8,811	40.6
5	28,937	11,836	3,047	8,789	40.9
増減	-95	54	76	-22	0.3

第3節 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展等、大きな社会環境の変化に伴い社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあるなか、国民皆保険を維持しつつ将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとしていくため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その見直しの一つとして、従来の老人保健制度が廃止となり平成20年4月1日より75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が施行された。この制度は現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく医療保険制度である。制度運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり保険証の交付、保険料の決定、医療を受けたときの給付等を行う。市町村は広域連合と連携を図り保険料の徴収、申請受付・相談などの窓口事務を行う。

(1) 後期高齢者医療保険料

被保険者一人一人が保険料を負担する。保険料は被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。納付方法は原則として年金からの天引きによる納付（特別徴収）か口座振替による納付、金融機関への直接納付（普通徴収）になる。

※ 保険料の「均等割額」及び「所得割額」の算定率は神奈川県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、2年ごとに見直される。

なお、保険料には軽減措置が設けられている。

後期高齢者医療保険料賦課徴収状況（現年度）(単位 円)

区分 年度	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)
4	3,217,344,920	3,212,934,620	4,410,300	99.86
5	3,357,378,850	3,350,058,520	7,320,330	99.78

（収納額には、還付未済を含む）

被保険者数(単位 人)

区分 年度	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	75歳以上	合 計	前年比
4	176	38,818	38,994	1,919
5	167	40,664	40,831	1,837

(2) 後期高齢者健康診査

後期高齢者に対して、糖尿病等の生活習慣病の重症化の予防とフレイル（虚弱）の早期発見のための健診を実施している。

健診受診者数

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
4	38,507	13,186	34.2
5	39,080	14,171	36.3
増減	573	985	2.1

第7章 健康

健康課

第1節 保健衛生

「自分の健康は、自分で守る」という考え方を基本として、日常生活における健康づくりを支援するため、次の事業を実施している。

1 母子保健事業

母子の健康保持増進を図るため、妊娠・出産・育児に至るまでの一貫した事業として母子健康手帳の交付、健康診査（妊婦健診、産婦健診、4か月児健診、8～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診及び3歳児健診）、乳幼児ケア、家庭訪問（妊娠婦・新生児訪問等）、健康教育（母親父親教室、むし歯予防教室、離乳食・幼児食教室、幼児健診事後フォロー教室等）、健康相談（育児相談、7か月児相談及びオンライン育児相談）等を実施している。

(1) 母子保健事業推進連絡会

母子保健事業の円滑な推進を図ることを目的としている。構成員は、関係団体及び関係機関から推薦された4人で構成している。令和5年度は連絡会議を1回開催した。

(2) 子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラーム はぐくみ

切れ目のない育児支援を目的として妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの様々な悩み、育児相談等に専門職が対応した。また、関係機関との連携により必要な支援につなげられた。平成31年4月から管理栄養士を配置し、健やかな妊娠、出産、育児のための適切な食生活を支援している。同年4月から、Hello Baby 育児体験や出産準備を個別に実施している。あわせて、令和元年10月から妊娠中及び産後の家庭に対し、家事や育児の負担軽減を目的に、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施している。また、出産後の体調に不安がありサポートが得られないお母さんが、医療機関や助産院によるケアを受け、体調の回復、育児の不安を解消するための産後ケア事業を実施している。（令和5年1月から滞在型のショートステイとデイサービス、令和6年1月から助産師等が利用者宅を訪問するアウトリーチ（訪問型）を開始した。）

ア 母子健康手帳の交付 (単位 冊)

日本語	外国語	合計
1,310	49	1,359

イ 産後ケア事業

申請数(件)	利用数(人)
138	97

ウ 繼続支援 (単位 人)

件数
226

エ ママはぐ	
実施回数 (回)	参加者延人数 (組)
12	132
オ 栄養相談(単位 人)	
件 数	
489	
カ Hello Baby 育児体験	
参加人数(組)	
8	
キ 産後メンタルヘルス相談	
実施回数 (回)	利用件数 (件)
12	35
ク 関係機関との連絡調整 (単位 回)	
妊娠・出産包括支援連携会議	
2	
ケ 産前・産後ヘルパー派遣事業	
実施回数(回)	実施人数(人)
454	46
コ 養育支援訪問事業	
実施回数(回)	実施人数(人)
1	1
サ 父子手帳及び祖父母手帳の配布 (単位 冊)	
父子手帳	祖父母手帳
1,319	1,319

(3) 各種教室

区分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
母 親 父 親	20	561
離 乳 食・幼 児 食	26	400
む し 歯 予 防	12	158

※父母の数のみ集計

(4) 妊婦健康診査 (個別方式) (単位 人)	(5) 妊婦歯科健康診査 (単位 人)
受診者数	受診者数

16,282 1,479 380

(6) 産婦健康診査 (単位 人)

受診者数
1,251

(7) 新生児聴覚検査		(単位 人)			
受診者数		AABR		OAE	
1,205		1,190		15	
(8) 4か月児健康診査(個別方式)					(単位 人)
対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精査	管理中	事後指導者
1,341	1,282	53	49	100	177
(9) 8~10か月児健康診査(個別方式)					(単位 人)
対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精査	管理中	事後指導者
1,395	1,316	83	43	67	239
(10) 1歳6か月児健康診査					(単位 人)
実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精査	管理中
う蝕有病者数					
31	1,455	1,386	140	22	83
(11) 2歳児歯科健康診査					(単位 人)
実施回数(回)	対象者数	受診者数	う蝕有病者数		
24	1,532	651	13		
(12) 3歳児健康診査					(単位 人)
実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精査	管理中
う蝕有病者数					
36	1,597	1,523	217	138	83
尿検査		屈折検査			
1,101		1512			
視覚検査			聴覚検査		
実施者数	二次検査 対象者数	要精査	実施者数	二次検査 対象者数	要精査
1,464	615	108	1,464	377	32
(13) 乳幼児ケア(経過検診)					(単位 人)
実施回数(回)	受診者数	経過観察	要治療・精査		
12	78	49	2		
(14) 乳幼児健康診査事後フォロー教室					
親子教室(1歳6か月児)					
実施回数(回)	参加者延人数(人)				
48	1,114				

(15) 家庭訪問実施状況

	被訪問指導 実人数(延人数)	職種別人數		実人数(延人数)			
		保健師等	助産師	管理栄養士	歯科衛生士	心理相談員	
妊婦	23 (35)	18 (29)	5 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
産婦	838 (949)	197 (277)	641 (672)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
未熟児	111 (144)	39 (68)	72 (76)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
新生児	40 (46)	26 (30)	14 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
乳児	1,240 (1,330)	661 (725)	569 (593)	8 (10)	2 (2)	0 (0)	
幼児	165 (235)	154 (222)	0 (0)	4 (5)	3 (3)	4 (5)	
その他	89 (130)	87 (128)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

(16) 低出生体重児と保護者の集い(おひさまくらぶ)

実施回数(回)	参加者数(延人数)
6	86

(17) 育児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
24	505	28

(18) オンライン育児相談

件数(件)
3

(19) 7か月児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
24	454	40

(20) 子どもの生活習慣病予防対策事業

小児期からの規則正しい食生活や運動等によって、小児期における生活習慣病の予防に努めるため、次の事業を実施した。

ア 子どもの生活習慣病予防相談

幼稚園・保育所・認定こども園等の協力を得て実施した5歳児肥満状況調査で抽出された園児のうち、肥満度の高い園児の保護者にPRし、希望者を対象に行った。

参加者 親子5組

イ 巡回教室「育てよう、元気っ子教室」

対象年齢を5歳児とし、感染予防対策を講じた上で実施した。

実施園数 32園 参加園児数 896人

希望があった園の保護者には、動画視聴用二次元コード付リーフレットを配布した。

配布園数 54園 配布部数 1,672部

ウ 5歳児生活実態調査

幼稚園・保育所・認定こども園等の協力を得て実施した。(1,596人)

(21) 永久歯萌出期歯科保健事業

4歳児・5歳児のむし歯予防と永久歯列の健全な育成を目指し、幼稚園・保育園への巡回教室を実施した。

実施延回数(回)	参加者数(人)
22	505

(22) 思春期対策連絡調整事業

思春期の中学生等に対し、生命の尊さ、母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行った。

実施延回数(回)	参加者数(人)
15	1,696

(23) 貧血予防事業

貧血予防のために食事や生活を改善するための教室を12回実施し、181人の参加者があった。

2 健康増進事業

壮年期以後の生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防のための保健事業の推進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査及び訪問指導を実施した。

なお、健康手帳は、平成30年度から健康増進法の一部改正により、厚生労働省のホームページから希望者がダウンロードする。

(1) 健康教育

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が従事し、保健センター等で実施した。

区分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
集団健康教育	40	582
生活習慣病予防(講話)	3	76
肥満・予防改善教室	29	345
生活習慣病予防(栄養体験)	2	56
休養・こころの健康づくり(講話)	1	51
口腔の健康づくり	5	54

(2) 健康相談

保健師、管理栄養士等が従事し、保健センター等で実施した。

区分	実施回数(回)	被指導延人数(人)
ヘルスアップ相談 (個別相談を含む)	55	220

(3) 健康診査

ア その他健診 (単位 人)

区分	受診者数
その他健診	334

イ 肝炎ウイルス検診 (単位 人)

区分	受診者数
肝炎ウイルス検診	2,460

ウ がん検診 (単位 人)

区分	受診者数	要精検者数	がん発見者数
胃がん 集団	3,336	203	4
	施設	14	0
大腸がん 集団	4,291	253	7
	施設	756	36
肺がん	23,432	824	4
子宮がん 集団	2,440	29	0
	施設	150	6
乳がん 集団	1,968	142	11
	施設	121	13
前立腺がん	108	1	0

エ 成人歯科検診 (単位 人)

区分	対象者数	受診者数	要精密検査	要指導	異常なし
40歳	3,069	99	41	40	18
50歳	4,386	162	83	47	32
60歳	3,209	165	92	49	24
70歳	3,029	212	126	51	35
計	13,693	638	342	187	109

オ 骨密度測定

(単位 人)

測定者数	異常なし	要指導	要医療
545	181	230	134

(4) 訪問指導

(単位 人)

区分	被訪問指導 実人数(延人数)		従事者別訪問延人数	
	従事者	延人数	保健師等	10
要指導者等	5	(10)	管理栄養士	0
40歳未満	0	(0)	歯科衛生士	0
40歳～64歳	5	(10)	計	10
65歳以上	0	(0)		
その他	0	(0)		
40歳未満	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
65歳以上	0	(0)		
計	5	(10)		

3 予防接種・結核予防

(1) 予防接種

予防接種法に基づいて、四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ（小児マヒ）、麻疹、風疹、日本脳炎、BCG、ヒトパピローマウイルス感染症予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタ、インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌及び新型コロナワクチンの接種を実施している。

予防接種実施状況

(単位 人)

種類	接種者数						
	第1期			追加接種	第2期 (二種混合)		
	初回接種		第3回				
	第1回	第2回					
四種混合	1,441	1,437	1,447	1,382			
不活化ポリオ	0	0	0	0	1,403		

種類	接種者数				
	第1期			追加接種	
	初回接種		第3回		
	第1回	第2回			
三種混合	0	0	0	0	

※三種混合は、平成28年7月に終了したため、終了後は四種混合に移行した。

種類	接種者数	
	第1期	第2期
麻しん	0	0
風しん	0	0
麻しん・風しん混合	1,348	1,669

種類	接種者数		
	第1期		第2期
	初回接種	追加接種	
	第1回		
日本脳炎	1,448	1,448	1,533
			1,942

種類	接種者数
B C G	1,206

種類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ヒトハビローマウイルス 感染症予防	1,012	749	670

種類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
ヒブ	1,326	1,342	1,317	1,340

種類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
小児用肺炎球菌	1,328	1,343	1,316	1,352

種類	接種者数	
	1回目	2回目
水痘（水ぼうそう）	1,323	1,323

種類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
B型肝炎	1,332	1,339	1,354

種類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ロタウイルス（1価）	680	690	-
ロタウイルス（5価）	609	611	592

種類	接種者数
高齢者用インフルエンザ	36,573

種類	接種者数
高齢者用肺炎球菌	2,174

種類	接種者数						
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
新型コロナワクチン	211,238	210,229	178,584	127,794	81,231	54,140	38,327

出典：ワクチン接種記録システム（VRS）LGWANポータルサイト

(2) 風しん対策事業

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施した。

実施状況

対象者区分	助成人数(人)	
	麻しん・風しん 混合ワクチン	風しん単味 ワクチン
妊娠を予定又は希望する女性	123	14
妊娠している女性の配偶者（子の父親）	31	3

(3) 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、胸部エックス線検診による健康診断を実施している。

結核予防事業実施状況 (単位 人)

種類	種別	受診者数	要精検者数
胸部エックス線検診	集団	1,140	21

4 献血事業

市内各事業所、各種団体、学校等の協力を得て実施している。

献血状況

目標数(人)	献血数(人)	目標に対する達成率(%)	供 給 数(本)		
			200m l	400m l	成 分
3,998	延 4,143	104	221	3,922	0

5 地区組織活動

(1) 平塚市健康推進員養成・育成事業

健康づくりに关心のある市民に対し、運動と休養を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために必要な知識、技術等を習得する平塚市健康推進員養成講座を実施している。修了者は平塚市健康推進員連絡協議会へ入会し、健康づくり活動を行っている。また、健康推進員となっている者に対しても、活動をより円滑に実施していくために平塚市健康推進員育成講座を実施している。

令和5年度は、養成講座を8回実施し、延65人が受講した。また、養成講座を修了した8人を健康推進員に委嘱した。育成講座は年4回実施し、延77人の健康推進員が受講した。

(2) 平塚市食生活改善推進員養成・育成事業

健康づくりに必要な食生活改善の重要性を理解し、自主的に実践し、地域活動を推進していくための知識と実践のための技術を習得する平塚市食生活改善推進員養成講座を、保健センター等で8回実施し、13人が修了した。

養成講座を修了した後、食生活改善推進員としての活動母体である平塚市食生活改善推進団体へ入会し、地域における組織的な食生活改善活動を行っている。また、平塚市食生活改善推進団体に対して、最新の食情報の提供と地域活動の推進のための助言指導、会員の育成支援を行った。

6 地域健康づくり支援事業

市民団体及びグループ等からの依頼に応じて、健康教育を実施した。

実施回数(回)	参加者延人数(人)
43	1,117

7 健康づくり推進事業

平塚市健康推進員連絡協議会に事業を委託し実施した。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
健康ウォーキング（体験ウォーキング含む）	11	387
くすの木体操	33	621
地区ブロック活動（健康教室）	4	125
体力チェック等の実施 (地域団体からの依頼、公民館まつり等)	10	737
機関紙「けんこう」の発行	1	—

8 栄養改善指導事業

平塚市食生活改善推進団体の協力を得て実施した。

実施状況

教室名	実施回数(回)	受講者数(人)
離乳食教室	8	127
地域食生活改善料理等教室等	11	144
食育教室	4	26

9 食育推進事業

(1) 平塚市食育推進会議

市民一人一人が実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」の推進、見直しをすることを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された14人及び市民公募2人の合計16人の構成で、3回開催した。

(2) 親子で朝ごはんクッキング教室

感染症対策を徹底したうえで、7月に3回開催し、41人の参加があった。

10 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健を担う関係機関との連携により、地域や勤労者の健康づくりを支援するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が生活習慣病予防、歯周病予防などの知識の普及を行った。

実施回数(回)	参加者延人数(人)
13	741

11 推進体制

市民健康づくり推進協議会

市民の健康づくりを推進するための施策を協議し、市民の健康増進に寄与することを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された11人及び市民公募1人の合計12人の構成で、3回開催した。

第2節 保健センターと救急医療体制

本施設は、健康といきがいに満ちた、ふれあいのある湘南の都市の実現を目指し、保健事業を総合的に行う拠点として平成20年4月に供用を開始した。

1階は休日・夜間急患診療所、休日急患歯科及び障がい者歯科診療所、2階は保健センター、3階は事務所部門となっている。

1 休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の運営については、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会及び(公社)平塚中郡薬剤師会の協力を得て、休日の昼夜間、平日夜間の診療を確保している。

休日の昼間は内科、小児科、外科及び歯科で、夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。平成20年度から第2・4日曜日の昼間に眼科及び耳鼻咽喉科の診療を開始した。平日の夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。平成6年度から土曜に、平成26年度から月曜から金曜に外科を加えた。

2 産婦人科の休日医療

産婦人科においては、二次救急医療機関による輪番制で実施した。

3 二次救急医療

休日及び土曜日の昼夜間は、内科、小児科、外科、産婦人科(休日のみ)を、平日(月～金の夜間)は、内科、小児科を平塚・中郡地域内の4医療機関が輪番制で実施している。

救急医療対策事業実施状況

(単位 人)

区分	休日	平日	区分	休日	平日		
休日・夜間 急患診療所	小児科	5,459	3,743	二次救急	小児科	546	1,378
	内科	6,973	5,087		内科	2,464	5,090
	外科	1,868	1,522		外科	1,644	1,086
	眼科	132	—		産婦人科	103	—
	耳鼻咽喉科	381	—				
	歯科診療	275	—				
	薬剤調剤	12,964	8,832				

4 障がい者歯科二次診療

障がい者の歯科医療を受ける機会を確保し、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、(一社)平塚歯科医師会の協力を得て、木曜日及び土曜日に診療を実施している。

障がい者歯科二次診療利用状況

(単位 人)

診療日数(日)	初診患者数	再診患者数	合計	一日平均患者数
98	41	1,286	1,327	13.5

5 保健センター

本センターは、市民の健康増進を図るために地域保健活動を進めていく拠点となる施設でありセンターでの各種事業とともに、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会、(公社)平塚中郡薬剤師会等の主催による会議や講演会等にも利用されている。

保健センター利用状況

	種 目	回 数(回)	人 数(人)
健 康 診 査	幼児健診（1歳6か月、3歳）	67	2,909
	歯科健診（2歳）	24	651
	結核健康診断	9	1,140
	胃がん検診	25	2,677
	大腸がん検診	25	3,090
	子宮がん検診	25	1,998
健 康 相 談	乳がん検診	25	1,583
	育児相談	63	1,094
健 康 教 育	成人相談	47	175
	母子健康教育	112	2,325
会議・その他	成人・老人健康教育	40	589
	健康推進員会議等	68	701
	食生活改善推進団体（調理実習等）	21	327
各種講演会・会議等		93	4,301
計		644	23,560

第8章 介護保険事業

高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

急速に高齢化が進む中、老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月1日より施行された。平成18年4月には、予防重視型システムへの転換や新たなサービス(地域密着型サービス)体系の確立などを盛り込んだ介護保険制度の改正が行われ、平成27年度には、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われた。

保険者として、令和2年度に策定した平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])(令和3年度～令和5年度)に沿って、介護保険制度の円滑な運用に努めた。

1 被保険者の資格管理

市内に住所を有する者のうち、65歳以上となる第1号被保険者台帳を作成し、これにより資格や賦課、徴収等に関する情報を記載し、異動等があればそれぞれの履歴管理をした。第1号被保険者は、令和5年3月31日現在73,333人であったが、令和6年3月31日では73,837人と、504人の増となった。

第1号被保険者の異動状況

(単位 人)

資 格 取 得				資 格 喪 失			
転入	65歳到達	その他	計	転 出	死 亡	その他	計
662	2,962	85	3,709	404	2,750	51	3,205

2 要介護認定・要支援認定に関する事務

介護給付及び予防給付を受けようとする被保険者は、要介護又は要支援の認定を受ける必要があるため、医療・保健及び福祉の各分野から委嘱された56名(8合議体で区分)で構成される介護認定審査会において、認定にかかる審査及び判定を行った。

令和5年度における認定申請書の受理件数は9,859件で、介護認定審査会を延べ263回開催し、認定調査結果や主治医の意見書に基づき、9,757件の審査判定(認定)を行った。

平成18年度の制度改正により、要介護状態区分が予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」に区分されている。

(1) 申請件数

新 規	更 新	変 更	計
3,721	4,284	1,854	9,859

(2) 審査判定(認定)件数

区 分	非該当	要支援1	要支援2			
件 数	88	1,313	898			
区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件 数	2,306	1,556	1,321	1,294	981	9,757

3 保険料の徴収に関する事務

第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準にしたがい、市が定めた保険料率により算定した額を徴収した。

第2号被保険者は各医療保険者が医療保険に上乗せして徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金を受けた。

(1) 第1号被保険者所得段階別状況

区分	第1 段階	第2 段階	第3 段階	第4 段階	第5 段階	第6 段階	第7 段階	第8 段階	第9 段階	第10 段階	第11 段階
人数	11,336	5,395	5,088	9,547	9,553	2,479	7,227	813	4,196	3,926	2,732

第12 段階	第13 段階	第14 段階	第15 段階	第16 段階	第17 段階	合 計
6,006	1,904	1,167	1,131	341	996	73,837

(2) 保険料賦課徴収状況

保険料は、年金保険者（日本年金機構等）が支払う公的年金からあらかじめ天引きする特別徴収と、口座振替または納付書で直接徴収する普通徴収の方法により徴収した。

(令和6年5月31日現在)

区分	調定額	収納額	還付 未済額	実収納額	未納	収納率
特別 徴収	4,421,188,172円	4,425,205,850円	4,017,678円	4,421,188,172円	0円	100.0%
普通 徴収	521,551,307円	489,283,992円	193,499円	489,090,493円	32,460,814円	93.78%
計	4,942,739,479円	4,914,489,842円	4,211,177円	4,910,278,665円	32,460,814円	99.34%

4 保険給付に関する事務

保険給付は居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに大別される。このうち居宅サービスは、要介護度に応じた支給限度額の範囲内でサービスが受けられる訪問通所と短期入所サービスの他、福祉用具購入費や住宅改修費などのサービスがあり、利用者の心身の状況や環境に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスを提供した。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域（市内13圏域）ごとに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などのサービスを提供した。

施設サービスは、原則自己負担となっている入所者の食費・居住費について、低所得者に対して、過重な負担とならないように保険給付を補う制度が設けられている。

なお、「要支援1」、「要支援2」の利用者に対しては、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、生活機能の維持・向上を目指す介護予防サービスとして提供した。また、事業者からのサービス費の請求の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託した。

(1) 保険給付の受給状況

(令和6年3月末現在)

区分	要支援1		要支援2		小計		経過的要介護
介護認定の状況	1,723人		1,405人		3,128人		0人
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	
介護認定の状況	2,819人	2,592人	1,998人	1,673人	991人	10,073人	
要支援1～要介護5の合計						13,201人	

(令和6年3月現在)

居宅(介護予防) サービス	要支援1		要支援2		小計		経過的要介護
	635人		739人		1374人		0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	
	2,138人	2,196人	1,300人	925人	566人	7,125人	
要支援1～要介護5の合計						8,499人	

(令和6年3月現在)

地域密着型(介 護予防)サービ ス	要支援1		要支援2		小計		経過的要介護
	10人		13人		23人		0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	
	761人	691人	389人	259人	138人	2,238人	
要支援1～要介護5の合計						2,261人	

(令和5年3月現在)

施設サービス	要支援1		要支援2		小計		
	0人		0人		0人		
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	
	62人	145人	548人	563人	328人	1,646人	
要支援1～要介護5の合計						1,646人	

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの受給者数 10,281人

(2) 給付実績件数

(令和5年5月～令和6年4月審査分)

サービス名	件数 (月平均)	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問通所									
サービス計	7,054	1,445	1,855	0	19,706	24,960	15,400	11,955	9,332
訪問介護	2,313	0	0	0	6,060	8,347	5,259	4,328	3,759
訪問入浴介護	209	0	0	0	63	214	323	698	1,215
訪問看護	1,571	677	898	0	3,671	5,089	3,216	2,965	2,335
訪問リハビリテーション	306	107	211	0	834	1,074	575	548	324
通所介護	2,054	0	0	0	7,381	8,295	4,764	2,740	1,471
通所リハビリテーション	601	661	746	0	1,697	1,941	1,263	676	228
福祉用具貸与	5,753	5,341	7,264	0	12,388	19,306	11,379	8,105	5,252
短期入所									
サービス計	728	33	112	0	1,077	2,196	2,814	1,690	817
短期入所生活介護	707	33	112	0	1,042	2,128	2,739	1,638	793
短期入所療養介護	21	0	0	0	35	68	75	52	24
その他のサービス計	13,221	8,787	9,692	0	35,843	38,446	27,198	23,139	15,548
居宅療養管理指導	5,089	1,587	1,122	0	10,807	12,677	12,613	12,886	9,375
特定施設入居者									
生活介護	683	644	221	0	1,927	1,519	1,322	1,622	941
居宅介護支援	6,103			0	22,721	23,887	13,021	8,444	5,166
介護予防支援	1,209	6,351	8,161	0					
特定福祉用具販売									
購入費支給	76	83	83	0	198	221	151	133	46
住宅改修費支給	60	122	105	0	190	142	91	54	20
地域密着型									
サービス計	2,476	114	153	0	10,166	8,959	5,305	3,312	1,703
定期巡回・随時対応型									
訪問介護看護	21	0	0		67	68	14	73	24
夜間対応型									
訪問介護	8	0	0		25	31	3	11	30
地域密着型									
通所介護	1,713	0	0		8,217	7,070	3,146	1,389	732
認知症対応型									
通所介護	45	0	0	0	97	122	111	117	90
小規模多機能型									
居宅介護	229	114	153	0	839	599	565	324	148
認知症対応型									
共同生活介護	313	0	0		738	819	984	807	407
地域密着型特定施設									
入居者生活介護	46	0	0		33	92	156	184	82
地域密着型介護老人									
福祉施設入所者生活介護	43	0	0		0	12	119	262	122
複合型サービス（看護									
小規模多機能型居宅介護）	60	0	0		150	146	207	145	68
施設サービス計	1,655	0	0		741	1,826	6,515	6,813	3,966
介護老人福祉施設	1,116	0	0		181	693	4,503	5,056	2,956
介護老人保健施設	519	0	0		545	1,119	1,977	1,666	924
介護療養型医療施設	1	0	0		0	0	0	9	0
介護医療院	19	0	0		15	14	35	82	86

※ 月平均は小数点以下を四捨五入しているので、各サービスの合計と各計が一致しない場合がある。

(3) 介護給付費の内訳

(単位 円)

保険給付等	介護予防サービス支出額	介護給付サービス支出額	合計支出額
居宅サービス等費	191,186,856	7,610,533,005	7,801,719,861
福祉用具購入費	4,160,470	23,117,331	27,277,801
住宅改修費	20,490,104	39,873,804	60,363,908
サービス計画費	70,249,777	1,148,564,765	1,218,814,542
地域密着型サービス費	18,697,931	3,319,808,114	3,338,506,045
施設サービス費	0	7,079,211,373	7,079,211,373
審査支払手数料		16,566,480	16,566,480
高額介護サービス等費		608,194,209	608,194,209
特定入所者介護サービス費	205,764	359,751,898	359,957,662
計			20,510,611,881

※ 審査支払手数料、高額介護サービス等費は介護予防・介護給付別の集計なし

5 地域支援事業

平成 18 年 4 月から予防重視型システムの転換などを目的として介護保険制度の改正が施行された。平成 27 年度には、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を柱とした地域支援事業を実施した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険制度の改正により、要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の利用が望ましいことが判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象に、従前においては介護予防訪問介護・介護予防通所介護として提供していたサービスを地域支援事業に位置付けて実施した。従前と同等の指定事業者によるサービスに加え、ボランティア等による多様なサービスを展開した。

ア 事業対象者数

新規申請者数	総申請者数
89	328

イ サービス事業費の内訳

(単位 円)

サービス名	内容	支出額
従前の訪問介護相当/訪問型サービスA（指定型）	指定事業者による従前の介護予防訪問介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	80,604,689
訪問型サービスA（委託型）	身体介護を伴わない生活援助	2,342,600
訪問型サービスB	ボランティア団体による生活援助	730,100
訪問型サービスC	専門職による短期集中的な訪問支援	0
従前の通所介護相当/通所型サービスA	指定事業者による従前の介護予防通所介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	313,282,521
通所型サービスC	短期集中的な介護予防教室	1,045,000
介護予防ケアマネジメント	ケアプランの作成等	53,026,413
高額介護(予防)サービス費相当事業費	利用者負担額が定められた限度額を超えた場合は支給	615,113
利用者負担額軽減支援事業費	東日本大震災により被災した介護保険被保険者の利用者負担額の軽減	0
計		451,646,436

(2) 一般介護予防事業

要介護認定に関わらず、原則、65歳以上の高齢者を対象として、個人の状況に合わせた介護予防を図るための事業を行う。

ア 健康教室

医師や歯科医師など専門家から体のことや口の健康についてなど、健康管理に役立つ話を聞くことで、介護予防について知識の普及啓発を行った。

イ 健康チャレンジリーダー養成講座

地域で活動している住民主体の通いの場（サロン）等において、介護予防を推進するリーダーを養成する目的で3日間の研修形式で実施した。

ウ 通いの場（サロン）

平成28年度より高齢者が気軽に通える健康チャレンジに取り組む場として支援している。

エ ひらつか元気応援ポイント事業

事業への参加を希望される65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行い、活動の実績により手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納のない方に交付金などを交付する。

事業名	開催回数	受講者人数（延べ数）
健康教室（市直営）	3回	57人
健康チャレンジリーダー養成講座	1クール（3回1クール）	5人
通いの場（サロン） 実施団体数 （町内福祉村 18団体） （町内福祉村以外 130団体）	16,487回（延べ回数） (町内福祉村 7,506回) (町内福祉村以外 8,981回)	169,161人（延べ人数） (町内福祉村 71,521人) (町内福祉村以外 97,640人)

	事業費	委託事業者	実施回数	延参加者
ひらつか元気応援ポイント事業	193,310円 (交付金交付額)	1法人	受入施設 74箇所	(会員数) 117人

(3) 包括的支援事業

平成18年4月に在宅介護支援センターに代わる地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託をして8箇所設置した。平成28年度から29年度にかけて5か所増設し、令和3年度末時点で、計13箇所に設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員の専門職を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等を行っている。

また、平成29年10月には地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から在宅医療・介護に関する相談を受けたり、多職種連携を図る研修を実施したりする「平塚市在宅医療・介護連携支援センター」を平塚市社会福祉協議会に委託して開設した。

認知症支援施策としては、認知症本人の情報発信支援を行うとともに市民への認知症に対する理解と予防策の普及啓発に努めた。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症地域支援推進員や「認知症初期集中支援チーム」の活用やタブレット端末を利用した簡易認知機能検査を実施するなど支援体制の充実を図った。また、診断後初期支援の取り組みである「認知症の人とその家族への一体的支援プログラム」を推進するため、実施団体への補助事業を行った。

	事業費	相談等取扱件数
平塚市地域包括支援センター（13箇所）	274,736,000円	30,745件

(4) 任意事業

地域の実情に応じた事業の取り組みを目的としており、家族介護支援事業等必要な支援を行う。

ア 家族介護教室事業等

事業名	事業費	委託事業者	延べ数
家族介護教室事業（集団）	300,000円	3法人	55人
家族介護用品支給事業	2,765,400円	1社	419人
成年後見利用支援事業（市長申立）	342,048円	—	20件
成年後見利用支援事業（報酬助成）	3,590,273円	—	22件

イ 介護相談員派遣事業等

事業名	事業費	事業内容
介護相談員派遣事業	1,004,888円	29施設、334回
介護保険任意事業		
ケアマネジメントリーダー活動促進	50,000円	研修会1回開催
ひらつか地域介護システム会議運営委託	1,789,700円	部会、事業別連絡会

6 事業者一覧

平成18年4月の制度改正により介護予防サービスが創設された。指定介護予防サービス事業者は、生活機能の維持・改善に向けたサービス提供を行っている。

(1) 介護給付サービス事業所（要介護1～要介護5の利用者を対象） 令和5年3月1日現在

	指定事業所数		指定事業所数
居宅介護支援	67	認知症対応型共同生活介護	19
訪問介護	61	認知症対応型通所介護	2
訪問入浴介護	5	小規模多機能型居宅介護	10
訪問看護	68	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
訪問リハビリテーション	21	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
居宅療養管理指導	352	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
通所介護	35	夜間対応型訪問介護	1
通所リハビリテーション	8	看護小規模多機能型居宅介護	3
福祉用具貸与	18	地域密着型通所介護	61
特定福祉用具販売	18	介護老人福祉施設	14
短期入所生活介護	19	介護老人保健施設	6
短期入所療養介護	6	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	20	計	820

(2) 介護予防サービス事業所（要支援1、要支援2の利用者を対象）

	指定事業所数		指定事業所数
介護予防支援	13	介護予防特定福祉用具販売	18
介護予防訪問入浴介護	5	介護予防短期入所生活介護	18
介護予防訪問看護	63	介護予防短期入所療養介護	6
介護予防訪問リハビリテーション	21	介護予防特定施設入居者生活介護	19
介護予防居宅療養管理指導	331	介護予防認知症対応型共同生活介護	19
介護予防通所リハビリテーション	8	介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防福祉用具貸与	17	介護予防小規模多機能型居宅介護	10
		計	549

7 平塚市介護保険運営協議会

介護保険に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するため、平成12年9月8日に平塚市介護保険運営協議会を設置した。平成18年4月の制度改正により、地域密着型サービスの指定、指導・監督権限を市が有することとなった。介護保険事業計画の整備目標に基づく指定にあたっては、介護保険運営協議会の意見を徴している。

協議会は被保険者代表、事業者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された14人で構成されており、介護保険事業計画の策定及び変更、進捗状況の評価等を行うことを目的とし、令和5年度は5回開催された。

8 平塚市地域包括支援センター運営協議会

平塚市地域包括支援センターの設置・運営に当たって、その公正・中立性を図るために、平成18年8月に平塚市地域包括支援センター運営協議会を設置している。

委員は1号被保険者代表、2号被保険者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された11人で構成されており、令和5年度は3回開催された。

9 平塚市在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討や切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築、推進のため、平成29年4月より平塚市在宅医療介護連携推進協議会を設置している。

委員は医療関係者の代表、介護事業所の代表、学識経験者等から選出された15人で構成されており、令和5年度は3回開催された。

第9章 市民病院

病院総務課

本院は、昭和43年に設立され、これまで市民や地域住民の求める良質かつ高度な医療の提供に努めてきた。令和5年度は、将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」のビジョンである、「持続的な健全経営の下、高度医療、急性期医療及び政策的医療を行い、患者さんの生命（いのち）を守る医療を行う」の達成に向けて取組を進めてきたが、令和6年2月に、新たに「平塚市民病院 経営強化プラン」を策定した。

1 業務量

(単位 人)

区分	入院		外来	
	延患者数	1日当たり	延患者数	1日当たり
4月	8,618	287.3	15,092	754.6
5月	9,052	292.0	14,713	735.7
6月	9,099	303.3	16,385	744.8
7月	8,974	289.5	15,323	766.2
8月	9,334	301.1	16,309	741.3
9月	8,806	293.5	15,651	782.6
10月	8,691	280.4	15,910	757.6
11月	9,077	302.6	15,612	780.6
12月	9,691	312.6	16,164	808.2
1月	9,896	319.2	15,205	800.3
2月	9,290	320.3	14,764	777.1
3月	9,178	296.1	15,578	778.9
計	109,706	299.7	186,706	768.3
前年度	111,755	306.2	184,102	757.6
比較増減	▲2,049	▲6.5	2,604	10.7

2 職員数

(単位 人)

職種		職員数	職種		職員数
医師		99			
医療技術職	薬剤師	27	看護職	助産師	32
	診療放射線技師	32	事務職	看護師	374
	臨床検査技師	32		管理栄養士	7
	臨床工学技士	9		一般事務	38
	理学療法士	9		社会福祉士	5
	作業療法士	4		精神保健福祉士	1
	視能訓練士	1		公認心理師	1
	言語聴覚士	3		保育士	1
			技能労務職	看護補助員	5
				計	680

3 収入・支出

(1) 収益的収入及び支出

収入			支出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
病院事業収益	円 15,422,331,456	% 100.0	病院事業費用	円 16,214,620,223	% 100.0
医業収益	12,946,359,372	83.9	医業費用	15,489,696,196	95.5
医業外収益	2,214,640,187	14.4	医業外費用	171,096,333	1.1
特別利益	261,331,897	1.7	特別損失	553,827,694	3.4

(2) 資本的収入及び支出

科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
資本的収入	円 1,188,869,000	% 100.0	資本的支出	円 1,808,197,430	% 100.0
企業債	858,800,000	72.2	建設改良費	1,284,067,678	71.0
負担金	292,083,000	24.6	企業債償還金	512,529,752	28.4
貸付金返還金	3,866,000	0.3	差入保証金	422,000	0.0
差入保証金返還金	1,717,000	0.1	職員貸付金	11,178,000	0.6
寄附金	30,500,000	2.6			
補助金	1,903,000	0.2			

4 器械備品等整備状況

ホルター心電図解析装置	内視鏡システム	スコープホルダー
高速気腹装置	白内障手術装置	超音波血流計
電気手術器（4台）	密閉式自動固定包埋装置	高周波手術装置
調剤支援装置	電動式ハンドピース	温冷配膳車（4台）
除細動器	センサー付き低床サイドアップ 3モーターべッド	ベッドパンウォッシャー
頭皮冷却装置	下肢牽引装置	システム顕微鏡
その他		